

公益財団法人日本オリンピック委員会 通報相談処理規程

- 第1条 この規程は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「本会」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的、事業の遂行のため、スポーツを行う者の権利利益を保護し、公正な環境の下でスポーツに親しむ機会を確保し、スポーツの場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と是正及び再発の防止に努めることを目的とする。
- 第2条 不当行為等の通報相談を受け付けるため、弁護士による通報相談窓口を設置し、スポーツの場に関連する事例に応じる。
- 第3条 通報相談窓口の利用方法は、電話、FAX、電子メール、書面、面会とする。
- 2 本会は、通報相談窓口の連絡先をホームページ等に掲載する等し、その周知徹底を図るものとする。
 - 3 通報相談窓口では、利用者の秘密保持に配慮の上、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握するとともに、利用者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進めることを説明する。
 - 4 通報相談窓口を利用するものは、通報相談内容に係る事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠を示して行うよう努める。
 - 5 通報相談窓口に対する通報等が匿名であっても、通報相談内容等が事実であると信じるに足りる相当な根拠が示される場合については、通報等に準じて調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じる。
 - 6 通報相談窓口は、利用者の連絡先が確保出来ないこと等によって、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合にはその責務を免除されるものとする。
- 第4条 通報相談窓口の利用者は、本会が認定するオリンピック強化指定選手、本会が委嘱する強化スタッフ、本会並びに本会加盟団体の役職員及び、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなってから2年を経過しない者とする。
- 第5条 通報相談窓口で対応する事項は、本会（本会役職員並びに本会の事業に従事するその他の者を含む。）及び本会加盟団体についての法令違反またはそれに準じる反社会的行為とし、申出時から2年以内の案件とする。但し、個人の職務外の法令違反等行為並びに、私怨、誹謗中傷、不平不満に関するものは除く。
- 2 前項による反社会的行為には、暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を含み、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをも含む。
 - 3 本会加盟団体に通報窓口等が設置されており、十分に対応出来得る案件と判断される場合及び、検討の結果、本会として事実調査に取り組まないと判断した場合は、その旨理由を付して利用者に通知する。
 - 4 前項により、本会加盟団体に対応を求めた場合は、本会は当該本会加盟団体に対して、その結果報告を求める。
 - 5 通報相談窓口に寄せられた通報対象事項の事実調査に携わる者は、善良な管理者の注意をもって、通報等に関する事実を秘密として厳正に管理保持する。
 - 6 通報相談窓口に寄せられた全ての通報対象事項は、会長、副会長、専務理事、選手強化本部長、総務本部長、倫理委員会委員のみが把握する。

第6条 通報相談窓口では、必要に応じて本会事務局職員や倫理委員会委員その他に支援を依頼することが出来る。

2. 前項により支援要請を受けた者は、調査に関する事務を遂行するにあたっては、通報等に関する事実を秘密として保持しなければならない。

第7条 通報相談窓口は事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

2. 前項による調査中は、調査の進捗状況について適宜、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、通報相談窓口利用者に通知するとともに、調査結果についても、可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく通知する。

第8条 本会は、通報等された事項の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、通報相談窓口に協力する。

2. 本会は、通報等された事項の事実関係の調査に際して本会加盟団体への協力が求められた場合には、当該本会加盟団体に対し通報相談窓口への協力を要請する。

第9条 通報相談窓口は、調査の結果、不当行為等が明らかになった場合には、本会倫理委員会に報告する。

2. 本会は、前項による調査結果を受け必要と認めた場合には、理事会等での審議を経て、速やかに相当な是正措置その他適切な措置及び再発防止対策を講じる。

3. 本会は、是正措置完了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、速やかに通報相談窓口利用者に対し、是正結果を遅滞なく通知する。

第10条 本会は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

2. 本会は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益に取扱われないように適切な措置を執り、もしくは本会加盟団体にこれを取らせるものとする。

3. 本会は、通報相談窓口利用者の不利益な取扱いや嫌がらせ等を行なった者が居た場合は、本会所定の規則に従って相当な処分を科す。

第11条 本会及びこの規程に定める業務に携わる者は、通報相談窓口に寄せられた内容及び調査で得られた個人情報等を正当な理由なく開示してはならない。但し、規程に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で開示しなければならない場合については、この限りではない。

2. 本会は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、本会所定の規則に従って相当な処分を科す。

第12条 本会は、通報等処理終了後、再発していないか、是正措置及び再発防止対策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、通報相談窓口の仕組みの改善や、新たな是正措置及び再発防止策を講じることに努めるものとする。

2. 本会は、通報相談窓口利用者に対し、利用したことを理由として不利益な取扱いや嫌がらせが行われていないかを確認する等、通報相談窓口利用者保護に係る十分なフォローアップに努めるものとする。

第13条 本会は、通報相談窓口の利用について、調査の結果、通報等対象事項に事実があり措置を執った時は、通報相談窓口利用者及び被通報者や当該調査に協力した者等の秘密保持に十分に配慮しつつ、当該通報等の内容、調査の結果及び措置の内容について公表するものとする。

第14条 この規程は、理事会の決議により変更することが出来る。

附 則

1. この規程は、平成25年3月19日から施行する。
2. この規程は、平成27年3月20日から施行する。